

令和7年

錦江町監査委員告示第5号

地方自治法第199条第9項の規定により、令和6年度財政健全化判断比率等審査の結果を別紙のとおり公表する。

令和7年8月22日

錦江町監査委員  
同

中村 貢  
久保 勇太

※別紙（意見書）は、町ホームページ及び監査委員事務局（本庁3階）でも閲覧することがあります。

錦監第 37 号  
令和7年8月22日

錦江町長 新田 敏郎 殿

錦江町監査委員 中 村 貢  
同 久保 勇太

令和 6 年度錦江町一般会計・特別会計歳入歳出決算  
及び基金運用状況審査意見書について

地方自治法第 2 3 3 条第 2 項及び第 2 4 1 条第 5 項の規定により、令和 6 年度錦江町一般会計・特別会計歳入歳出決算及び基金の運用状況を審査したので、別紙のとおり意見書を提出する。

錦監第 38 号  
令和7年8月22日

錦江町長 新田 敏郎 殿

錦江町監査委員 中 村 貢  
同 久保 勇太

### 令和 6 年度財政健全化判断比率等審査意見書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定により、審査に付された令和 6 年度健全化判断比率・資金不足比率及びそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、別紙のとおり意見書を提出する。

令和6年度

錦江町財政健全化判断比率等審査意見書

錦江町監査委員

錦監第62号

令和7年8月13日

錦江町長 新田 敏郎 殿

錦江町監査委員 中 村 貢

同 久保 勇太

令和6年度財政健全化判断比率等審査意見書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、審査に付された令和6年度健全化判断比率・資金不足比率及びそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、別紙のとおり意見書を提出する。

## 令和6年度錦江町財政健全化判断比率等審査意見書

### 1 審査の対象

令和6年度 実質赤字比率

(一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率)

令和6年度 連結実質赤字比率

(全会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率)

令和6年度 実質公債費比率

(一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率)

令和6年度 将来負担比率

(一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率)

上記各比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

令和6年度 簡易水道事業会計の資金不足比率

(資金不足額の事業規模に対する比率)

令和6年度 農業集落排水事業会計の資金不足比率

上記各事業会計の比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

### 2 審査年月日

令和7年8月1日

### 3 審査の方法

審査は、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率及び各企業の資金不足比率の計算が正確であるか、その算定の基礎となる書類が適正に作成されているかについて、関係資料と照合、関係者の意見を聴取し実施した。

### 4 審査の結果

審査に付された実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率は、いずれも適正な数値であることを確認し、前年度に引続き財政の健全化が図られていることを確認した。

### 記

| 健全化判断比率  | 令和6年度  | 早期健全化基準 | 財政再生基準 |
|----------|--------|---------|--------|
| 実質赤字比率   | — (なし) | 15%     | 20%    |
| 連結実質赤字比率 | — (なし) | 20%     | 30%    |
| 実質公債費比率  | 6.50%  | 25%     | 35%    |
| 将来負担比率   | — (なし) | 350%    | —      |

| 会計 (法適用事業) | 流動負債   | 算入地方債  | 流動資産   | 資金不足比率<br>又は資金余剰額 |
|------------|--------|--------|--------|-------------------|
| 水道事業会計     | 58,719 | 36,668 | 32,364 | 10,313            |
| 農業集落排水事業会計 | 21,019 | 15,761 | 12,781 | 7,523             |